

資料 2 市内の民間福祉事業所で働きませんか

1 目的

市内の民間福祉事業所（保育園、介護保険事業所、障がい福祉サービス事業所等）に、新たに就労される方に奨励金を支給することで正規職員の確保を目指します。

さらに、一定の勤務年数を経過するごとに奨励金を支給するほか、市内に居住される方には奨励金を追加支給することで、事業所への就労定着と定住促進を図ります。

【事業名：福祉人材就労定着緊急支援事業】

2 実施期間

令和 7 ～ 9 年度に採用された方が対象（令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日）

3 対象者

4 月 1 日以降に、市内民間福祉事業所の正規職員として採用され就労する有資格者（※）

（1）資格取得後、初めて市内の福祉事業所で就労する方

（新卒者、富山県外からの転職者）

（2）採用日から過去 1 年間に富山県内の福祉事業所での雇用実績の無い方

（潜在的有資格者）

（※）有資格者とは、介護福祉士、看護師、保育士、保育教諭、幼稚園教諭の資格を有する者をいう。

4 支給額

・就労奨励金【20 万円】 採用 1 年目に支給

（加算）県内移住者分【最大 20 万円】

県外から移住する際に要した引越費用、礼金を実費支給

射水市内移住者分【10 万円】

市内に移住（要住民票登録）した場合に支給

・継続就労奨励金【3、5、7 年経過後 各 5 万円】

（加算）就労奨励金の支給を受け、各年数を継続就労した場合に支給

・継続定住奨励金【3、5、7 年経過後 各 5 万円】

（加算）継続就労奨励金の支給を受けた時点で市内に住民票登録があれば支給

5 申請方法

申請書類については、各担当課へお問い合わせください。

（1）障がいサービス事業所に就労の方 社会福祉課 （51-6626）

（2）介護保険事業所に就労の方 介護保険課 （51-6627）

（3）認可保育園、認定こども園等に就労の方 子育て支援課 （51-6629）

福祉の人材募集

(介護福祉士、看護師、保育士、保育教諭、幼稚園教諭)

最大**80万円**支給

射水市の福祉事業所に
就労される方を応援します

射水市公式Vチューパー いみず

◇対象者◇

- ①資格取得後、初めて射水市の福祉事業所に勤務する方
- ②採用日から過去一年間に富山県内の福祉事業所で雇用実績の無い方

STEP① 就労奨励金

射水市内の福祉事業所に採用後すぐに支給

20万円

STEP①-1 県内移住者分

①に加算し、県内に移住する際に要した引越し費用、礼金を実費支給

最大**20万円**

STEP①-2 射水市内移住者分

①-1に加算し、市内に移住（住民票登録）した場合に支給

10万円

1年目は最大50万円を支給

STEP② 継続就労奨励金

STEP①の支給を受け、就労**3、5、7**年経過後に支給

5万円
×3回

STEP③ 継続定住奨励金

STEP②の支給を受けた時点で射水市に住民票登録があれば支給

5万円
×3回

7年間で最大80万円を支給

◇お問合せ先◇ ☎939-0294 富山県射水市新開発410番地1

- ・障がいサービス事業所に就労の方…………… ☎社会福祉課 (0766-51-6626)
- ・介護保険事業所に就労の方…………… ☎介護保険課 (0766-51-6627)
- ・認可保育所、認定こども園等に就労の方…………… ☎子育て支援課 (0766-51-6629)

